平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

第1 とっとり暮らし支援課

監査結果

1 移住定住情報発信強化事業 ○ゆかりネットワーク構築事業

低調な実績【意見】

平成29年度が1件で50,000円という執行状況である。

実際に需要がない事業であれば見直しを検 討されたい。

講じた措置

県内で活動している他県県人会等の社会人団体が行う県内大学等に通う県外出身学生とのネットワークづくりを支援することにより、学生の本県への将来的な定着を狙い、平成29年度に事業を創設したが、団体からの申請が2年で1件と低調なため、令和元年度からは当該補助金を廃止し、より広く、県内外の学生が、県内で活躍する社会人から鳥取県の暮らし・仕事を知る活動を支援する補助金を新設した。

○親子連れに訴求するイベント 委託業務内容及び委託業者の選定について【指摘 事項】

本事業は平成26年度から取り組まれており、初 年度から毎年継続してTに業務委託を行ってい る。毎年度Tに業務委託を行う理由は、イベント への集客力が高いからとのことであった。そして、 集客を期待して委託契約における仕様書では、業 務内容について、Tが主な活動内容としている「演 劇を交えた内容とすること」と指定している。し かしながら、平成29年度において、演劇は実施さ れておらず、代わりに「トリジュク」というグル ープワークが行われている。その「トリジュク」 においては、2日間通して参加してもらう「お試 しトリジュク①」(定員15名)は、2日間通じた参 加者は1名もなく、1日のみ参加された方が1日 目1名、2日目2名の合計3名であった。また、 1日のみ参加いただく「お試しトリジュク②」(定 員20名)は、参加者5名といずれも定員を大幅に 下回る参加状況であった。アンケートにおいても、 「参加の動機」として「トリジュク」に興味を持 って参加された方は4.5%、「良かったプログラム」 として「トリジュク」と回答があったのは3.9%と 厳しい結果となっている。平成28年度のアンケー トをみても、「参加動機」として「上演」及び「演 劇ゲーム」を目的に参加されたのは14.7%(「食」 は45.3%)、「良かったプログラム(1日目)」で「上 演」との回答は10.0%(「食」は60.0%)、「良かっ たプログラム(2日目)」での「演劇ゲーム」との 回答は15.6% (「食」は46.7%) であった。

こうした現状からすると、少なくともここ近年

とっとり暮らしをPRするイベントは、首 都圏の子育て世代をターゲットとして、子育 てを中心とした「とっとり暮らし」の魅力を移 住者等がわかりやすく紹介するトークセッシ ョンを基本に、子ども向けの演劇も交えた内 容で実施する企画である。委託業者選定にあ たっては、演劇の集客実績だけではなくイベ ント全体の集客実績のほか、企画の趣旨やS NS等を活用した効率的な広報実施等も踏ま え、移住者を中心とした構成の劇団であり首 都圏でもネットワークや情報発信力を持つT に随意契約で委託したものであるが、監査の 指摘を受け、今後、同様の事業を実施する場合 は、原則として委託先は公募することとした。 また、「トリジュク」は小・中学生を対象と した演劇ワークショップで、絵本から自分た ちで芝居を創作して発表するなど、演劇を通 じて子どもたちの自己表現力を高める取組で あり、仕様書で指定した「演劇を交えた内容」 であると判断し、実施したものである。

においては、Tによる演劇が高い集客力を発揮しているとはいい難い結果となっている。したがって、事業開始当初よりTとの随意契約となっているが、必ずしも委託業者先としてTでなければならない理由はなく、委託業者の選定方法については見直しを図る必要があると思われる。また、仕様書に沿った事業内容が実施されていないことは大きな問題であり、県として適切に指導されたい。

○13県連携「いいね!地方の暮らしフェア」

事業の有効性について【意見】

アンケートによると、鳥取県のブース満足度は「良かった」及び「やや良かった」を合わせると 9割を超える高評価となっている。しかし、「とっとり移住応援メンバーズカード」の発行希望については、発行希望者が12.0%に留まっている。メンバーズカードは登録費無料で、移住に関する様々な情報提供を受けることができ、また、移住前後で発生する商品・サービスの優待が受けられるなど、非常にお得なカードである。したがって、鳥取県への移住に関心がある人たちが本当に来場されているのであれば、カード発行の希望者がもっと多くてもよいはずである。

こうした点を考慮すると、来場者の多くは特産品販売ブースやタレント(AKB48)出演に対して満足しており、本来の目的であるとっとり暮らしの魅力発信にはそれ程つながっていないのではないかと考えられる。実際、フェア開催時の写真を見ても、タレントの前に明らかにファン層と思われる若い方々がカメラを持って多数集まっていた。

鳥取県単独での開催ではないため難しい点もあるが、今後も継続していくのであれば、事業内容については見直しが必要であると思われる。

〇若者が自ら働く場を創り出すためのトライアル 事業「L. I. P. tottori (リップトットリ)」

事業実施のあり方について【意見】

当初は「IJUターン推進事業」という別の事業の中で、国の委託料を活用した事業計画としていたが、長期滞在が要件となっていたため実施が難しくなり、急遽「移住定住情報発信強化事業」の中に組み込んで実施を行った。その結果、予算を睨みながら個別契約を積み上げていくという歪な事業形態となっている。そもそも「IJUターン推進事業」として企画された事業内容であるため、「移住定住情報発信強化事業」としては事業内容に無理があり、当然、費用対効果に乏しく、効

本イベントは、日本創生のための将来世代応援知事同盟に参加する13県(当時)が共同で実施しているものである。目的は、全国の若い世代に「地方暮らしの魅力」をアピールすることであり、潜在的な移住希望者層の掘り起こしの側面もあることから、アイドルタレント等を起用することで、若い世代への訴求を図ってきた。

一方で、来場者がアイドルタレントのファン層に偏る等の弊害も生じてしまった。

そのため参加県で協議の上、平成30年度は 仕様書に「アイドル系タレントは起用しない」 ことを明記し、実際に子育てに取り組むタレ ントを起用する等により子育て世代への訴求 を図った。

当初は「IJUターン推進事業」の中で、国 事業を活用して実施するよう計画した事業で あったが、国の要件対象外となったため、「移 住定住情報発信強化事業」の予算を活用して 事業を実施した。このため、本事業の目的であ る移住定住情報の発信が十分でなかった。

また、当該事業予算の執行状況を確認しながら事業を進めたことから、個別契約を積み上げていく対応となった。

本事業は平成30年度に廃止済であるが、事業計画の段階で綿密に内容を練り上げることを所属内で徹底した。

果的な情報発信事業にはなっていない。

このような事業実施のあり方は、事前に財政課に相談し承諾は得ているとのことではあったが、今回のケースと同様に事業の有効性の観点で問題が生じてくる可能性が高いため、事業実施が困難になったのであれば、無理に実施することなく場合によっては取り止めも検討する必要性があると思われる。事業の計画段階で、綿密に事業内容を練り上げる必要がある。

○県民参加によるとっとり暮らし支援 **目的外の予算執行について【意見】**

本事業については、上記のトライアル事業「L. I.P. tottori(リップトットリ)」と一体事業として一部が実施されている。すなわち、トライアル事業で参加学生が練り上げたビジネスプランの最終報告会が鳥取で開催されたが、その後、参加学生が自らアイデアのブラッシュアップに取り組んだことから、東京都内での報告会を追加で実施することとした。その追加の報告会費用を本事業の事業予算から充当している。つまり、当初企画していた県民参加によるとっとり暮らし支援事業がトライアル事業に一部振り替わり、予算もトライアル事業に一部流用となった。

一方、本事業で計上されている事業内容を確認してみると、東京大学の学生に対して、湯梨浜町に立地する企業から湯梨浜町のまちづくりの取組みを紹介する際の旅費が計上されている。これは、平成29年度から「東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラム(東大FS)」が開始されたことに伴い支出されたものであった。このプログラムは、東京大学の学生が地域の課題解決に向けて調査、研究、提案を行うものであり、そのプロセスを通じて社会的課題にチャレンジする人材の育成を行うことを目的としている。

しかしながら、当初の事業プランは、鳥取県出身の首都圏大学生に対して将来の人生設計を想定した意見交換を行い、Uターンにつなげていくことを目的としている。したがって、本事業においては、本来の事業趣旨とは全く異なる事業内容に対して予算が使用されており、このような予算支出は本来認められるべきではないと考えられる。今後は適正な予算執行に努めていただきたい。

2 「とっとりで待っとります」 I J Uターン推 進事業

○県外学生ネットワークによる情報発信事業 低調な実績【意見】

新規事業であり、東京で2団体が申請している。

当初想定していた「鳥取県出身」の大学生に限定せず、県内企業等が都市部の大学生と意見交換をする取組に対して、県内企業等の上京旅費を特別旅費として支出したものである。

取組の対象を「都市部の学生」に拡大することは、鳥取県に移住するきっかけにもなり、若者の県内定着という本来の事業目的に資すると考えたものだが、監査での意見を受けて、事業内容について拡大解釈がないよう所属内で徹底した。

また、令和元年度から事業内容を見直し、都 市部の若者に本県の魅力を伝え、とっとりに 関心をもっていただくための若者交流会事業 と統合するとともに、各事業の実施方法につ いて、適切に執行することを所属内に徹底し た。

新規事業であることから、事業の認知度が低く、予算枠5件に対して実績が2件であった。

平成30年度には、東京鳥取県人寮での広報

新規事業であることから、事業自体があまり認識されていないと思われるため、広報の方法について検討されたい。

講じた措置

を追加で実施するなど、認知度向上に努めた が、県外団体の利用は無かった。

広報の方法含め、事業効果についても精査の上、令和元年度以降は、当該補助金を廃止し、より広く、県内外の学生が、県内で活躍する社会人から「鳥取県の暮らし・仕事を知る」活動を支援する補助金を新設した。広報の方法については、県内でフィールドワークをする学生、協定締結大学、東京鳥取県人寮などに積極的に働きかけ、周知を図ることとした。

○「とっとり移住女子仲間」応援プロジェクト事 業

事業の有効性、経済性について【意見】

鳥取県の魅力発信のためにTの「steady.」に掲載を依頼し、話題性のある都内有名ホテル「星のや東京」を利用し記事を作成している。

募集記事を出して交流会参加者を募ったとのことであるが参加人数は28人でその内、ストレスオフなとっとり暮らしを体験してもらう現地ツアーでの来鳥者は2名と低調であった。鳥取県に魅力を感じて参加したのか「星のや東京」に魅力を感じて参加したのか疑問が残る。

有効性、経済性の観点から低コストで高い効果が得られる取組を検討されたい。

平成29年度は、雑誌steady. 等を活用し、交流会と現地ツアーを同時に募集し、いずれも定員に達する申込みはあったものの、交流会と現地ツアーの両方に参加できる者が少なかった。また、交流会参加者は、とっとり暮らしや鳥取県に興味を持ったが、現地ツアーの設定が交流会から10日後だったことも、交流会参加者から新たな現地ツアー参加者が出なかったことに影響したと考えている。

なお、交流会の結果を雑誌掲載する上で、会場の魅力により、より多くの読者の目に留まることを期待し、星のや東京を会場に設定したものである。交流会の参加者のうち、現地ツアーで来鳥した数が少なかったとはいえ、アンケートでは、2名が「鳥取で暮らしたい」、18名が「鳥取に遊びに行きたい」と回答しており、首都圏の女性に鳥取の魅力を十分伝えることができたと考えている。

平成30年度の事業実施に当たっては、交流会と現地ツアーの順序を変え、現地ツアーを雑誌掲載のためのモニターツアーに切り替え、雑誌掲載後にイベントスペースで交流会を行う内容に見直した。交流会では、とっとり暮らしに興味のある者が約50人参加し、とっとり暮らしのPRにつながった。

○アクティブシニアなど多世代の移住の推進 事業の有効性について【意見】

生涯活躍のまちづくり首都圏等情報発信業務委託契約書の仕様書において業務内容が「首都圏等から鳥取県内への移住を促進するため、生涯活躍のまち移住促進センター(東京都)を拠点に、鳥取県内における生涯活躍のまちづくりの取組について広報活動を行うとともに、首都圏等から地方への移住に関するニーズを把握し、移住に繋げる。」とあることから、当事業により移住に繋がった件数について県の担当課に確認するも、当事業

当事業の主目的である、生涯活躍のまちづくりの取組の広報や首都圏等からの移住のニーズ把握については、WEBでの情報発信や相談対応、現地体験ツアーの実施等により着実に実施しているが、生涯活躍のまちに取り組む2町(湯梨浜町、南部町)における受入体制がまだ整備中のため、「移住件数を確認」という段階には至っていなかった。

湯梨浜町で平成31年4月から分譲地の受付 が始まるなど、今後両町で受入体制の整備・充

監査結果	講じた措置
における移住者は確認できていないとのことであ	実が進むことから、当事業の成果となる具体
り、具体的な成果が認められない。	的な移住件数を確認していく。

第2 雇用政策課(旧就業支援課)

監査結果

1 IJUターン県内就職促進強化事業

○県内就職コーディネーターの設置

事業の成果指標について【意見】

県内就職コーディネーターを設置し、就職相談業務や情報提供を行った結果、本年度の 県内就職実績は62人であった。内訳は、首都 圏12人、関西圏26人、中四国圏24人である。 この就職実績数については、ヒアリング当初 においては県の方で正確な人数を把握してお らず、委託先である公益財団法人ふるさと鳥 取県定住機構へ確認の後、上記実績数につい ての提示があった。

事業の成果指標は特に定められていないため、事業の有効性をどのようにみるかという点についてヒアリングしたところ、県内就職を促進することが目的であるため、PRを地道に行っていくことが重要との回答であった。

確かに県内就職の促進事業ではあるが、「促進」のための事業実施が目的ではなく、本来の目的はその先にある県内就職の「実績」を出していくことではないだろうか。現状では事業の成果指標の設定は行われておらず、就職実績数も正確に把握していない状況であり、目標設定を行い、少しでも県内就職の「実績」が上がっていくような手法や仕組みを常に考えていくことが重要ではないかと思われる。

〇同窓会を利用した情報発信事業

綿密な事業計画の必要性について【意見】

本事業は同窓会を利用した情報発信事業であるが、鳥取大学工学部の同窓会のみを事業対象としている。これは県内において技術系の人材のニーズが高いため、鳥取大学工学部の同窓会のみを対象とし、他の同窓会は当初より想定していないとのことであった。

そして、事業状況については、事業の実施方法 や時期等で同窓会事務局との調整に時間を要し たため、平成29年度中での事業実施が困難とな り、最終的には同窓会事務局側から「平成30年度 の事業実施でお願いしたい」との申出があり、平

講じた措置

県内への就職促進を目的に、県内企業の魅力や就職情報の提供などのPRを行っているものであり、就職者数の目標設定、実績把握までは行っていなかったものである。

監査意見を受けて、令和元年度の業務委託契約では、就職者数の目標として、本事業で支援を行ったことにより委託期間中に就職した者の数を成果指標とし、48人を目標数に設定するとともに、実績数値の把握を徹底し、県内就職数の向上を図ることとした。

鳥取大学工学部同窓会事務局側に、本事業の 実施については事前に内諾を受けていたが、実 施方法等の詳細協議を行う中で最終的に実施 に至らなかったものである。

監査での意見を受けて、令和元年度は予算措置を取りやめ、同窓会のウェブサイトを有する 米子工業高等専門学校と連携するなど、予算を 要しない方法での情報発信を検討することと した。

成29年度においては事業未実施となっている。 このような経緯の下、新年度において引き続き同 事業の予算計上が行われているが、契約内容の一 部で同窓会からの了解が得られない部分があり、 新年度においても事業未実施になるおそれが出 てきているとのことであった。

本来、予算要求を行う段階では、しっかりと事業計画が組み立てられていなければならず、余程のことが起こらない限り事業の未実施は考えられない。2年目においても同じことが繰り返されているところを見ると、事業計画の甘さを感じる。綿密な事業計画を立て、確実に事業実施されたい。

〇プロフェッショナル人材企業見学会等交通費 助成

(ア) 実績報告書の提出日について【指摘事項】

交付要綱第13条において、実績報告は面接等の 日から起算して30日以内に行うこととされてい る。

T氏の面接日は、事業報告書兼収支決算書によ ると平成29年5月2日であり、それに対して実績 報告書の日付は同月24日と記載されてはいるも のの、県の受付印は同年6月8日となっており、 受付印の日付をもとに起算すると交付要綱の定 めに違反していることになる。この点について県 の担当者にヒアリングしたところ、「T氏に係る 実績報告書については、受付印は6月8日です が、当時の担当者に確認したところ、申請者から は面接日から30日以内に県に報告書が提出され たが、書類の記載内容に不備があったため受理印 を押印せず、修正を指示し、書類が整った段階で 押印した。このため、報告書の提出は30日以内と 判断し、手続を行ったものです。受付印の押印時 期については、書類がきちんと整った段階で押印 する運用としていたため、今回のケースについて は、提出日以降の経緯を起案文書等にきちんと残 しておく必要があったと考えます。」との回答が あった。

以後については、回答にあるような管理・運用 が必要であると考える。

(イ) 助成金対象者の判定について【指摘事項】

交付要綱第4条によると、助成金対象者は、県外の企業等において専門的な技術等を有し、概ね3年以上の実務経験を有する者と規定されている。しかるに、T氏は、「3年の自動車免許の技能を活かし、自動車学校の教習指導員の募集に応募」し、面接に要する旅費の助成金申請を行って

提出書類に不備があり、修正指示に基づくやり取りに時間を要したため、期限内に受理できなかったものである。

監査指摘を受けて、提出書類の受理日が期限を経過した場合には、提出日以降の修正指示の 状況など受理に至るまでの経緯を起案文書等 に明記することを所属内で徹底した。

申請者が「調理師免許」を有していることからこの点でプロフェッショナル人材と判断し、面接先の自動車学校との関係では自動車運転免許を保有していることから実務経験を有する者として扱ったものである。

監査指摘を受けて、助成金交付要綱を改正

交付決定を受けている。しかしながら、このケースでプロフェッショナル人材として認められるためには、自動車学校にて教習指導員としての実務経験が必要であり、単に自動車免許を保有しているだけでは該当しない。 T氏については、本人から実績報告書に必要な添付書類(領収書)を紛失したので実績報告書の提出ができないとの申し出があったため、最終的には助成金の取消しが行われているが、対象外の者に助成金の交付決定を行ったこと自体が交付要綱の規定に反している。

講じた措置

し、専門的な技術や免許資格、知識や技能などを有し、3年以上の実務経験を有することに加え、その技術や免許資格、知識や技能などを活かした職に就こうとする者を助成金対象者することを明記し、適正な取扱いを徹底した。

2 学生等県内就職加速化事業 〇保護者への就職サポート支援 **経済性の確保について【意見】**

「キメタ!鳥取で働こう冊子」について、株式会社Sから提出された見積書を確認したところ、「ページデザイン制作料」の単価が昨年度の30,000円から40,000円に値上げされていた。県の担当課に単価の値上げ理由について確認したところ、値上げの理由は未確認とのことであった。なお、見積額が予定価格以下であった場合は、前年度単価と比べて値上げされたものがあったとしても見積額で契約するとのことであった。

随意契約締結時においては、事業の経済性確保について特に留意する必要があるものと考える。 見積額が予定価格以下であったとしても、受託者の提出した見積書等において、過年度と比較して値上げしている項目があれば、受託者にその理由を確認した上で見積額の妥当性について検討を行い、契約額の決定をするようにされたい。 前年度の見積りと比較した上で、一部単価の値上げはあったものの、予定価格の範囲内で、 昨年度とほぼ同額であったため、契約を締結したものである。

監査意見を受けて、過年度と同様の契約を締結する場合においても、見積もり内容の妥当性を検証し、「公正かつ適正に、また、最も有利となるような契約」を締結することを所属内で徹底した。

第3 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 (担当所属:とっとり暮らし支援課)

監査結果

○「鳥取県移住定住サポートセンター」につ いて

オーダーメイドツアー補助金の限度額算定 方法について【意見】

国内を4ヵ所に分けて限度額を定めて助成金を支給しているが、対象地域区分に根拠がなく、実態に則した旅費の基準を設けるべきである。

なお、今後は新たな旅費基準により、距離 数等に応じた実額の精算に改めるべきであ る。 講じた措置

対象地域区分は、過去の支給実績等を元にふるさと定住機構で設定したものであるが、距離 数等に応じて定めたものではなかった。

監査意見を受けて、令和元年度から実態に則した旅費基準として、実費額を基準とした精算方式に変更するとともに、地域区分等で上限額を設定する際にはより実態に即した、公共交通機関で移動した場合の額を根拠とするように見直した。

1 サイクリストの聖地鳥取県整備事業(サ イクルツーリズム推進事業)

〇サイクリングを活用した海外誘客

事業予算の使途について【意見】

本県のサイクリング文化、魅力のPRを行い、誘客へつなげるため、女性自転車愛好家チーム6名分の台湾への旅費等1,428,438円が支給されている。これが国際交流事業であれば理解できるが、あくまでも誘客事業が主目的であるため、女性愛好家チーム6名もの参加は本当に必要であったのか疑問に感じる。

また、現地で提案したサイクリングツアーの企画に対しては、現地旅行会社より直行便がないためバス運送のコスト高等により催行不可との最終判断を受けている。誘客提案を行うにあたって、参加した女性自転車愛好家チームも交えてしっかりと事前協議を行っていれば、移動やコスト面の問題等、今回の結果は想定できた内容ではなかっただろうか。

現地サイクリング大会への多人数での参加ではなく、誘客提案にあたって愛好家の方々から専門的な視点で有効なアドバイスを受け、実際の誘客に繋がるような提案書の作成に予算を使用した方が経済性や有効性の高い事業になったと思われる。

2 航空便利用者の利便性向上事業

〇空港周遊バス支援

補助対象経費の積算根拠について【意見】

補助金収支決算書における支出項目において 運行経費8,920,800円 (@75,600×118日) の記載 があった。単価75,600円の積算根拠について県 の担当課に確認したところ、積算根拠について は不明とのことであった。

補助金には透明性、公平性の確保が求められ、 また適正な額を補助するためには、明確な算出 根拠に基づいた補助金額の積算が必要となる。

経費の積算根拠を明らかにしたうえで補助対象経費の妥当性について検討を行い、補助金の交付を決定するようにされたい。

3 平成31年山陰デスティネーションキャンペーン推進事業

二次交通アクセスの特定業者利用について【意 見】

駅レンタカー「山陰エリア特別プラン」でレン

講じた措置

台湾・台中市と平成29年度に観光交流協定を 締結し相互交流を進めている中で、台湾の自転 車市場では、女性を成長分野として個別ブラン ドを立ち上げるなど、女性客が重視されている ことから、早期の誘客事業の催行を目的として、 本県で活動する女性サイクリングチームにコー ス検討、プレゼン訪問等に参画していただいた。

現地旅行社から即時の承諾はなかったが、引き続き働きかけを行った結果、令和元年6月に、女性チームがツアー提案を行った旅行社によるサイクリングツアーが催行され、ツアーには女性チームも伴走して参加者と交流した。ツアー参加者の満足度が高く、同様のコースを使っての次回催行(令和2年度予定)に向けて関係者と調整を進めている。また、台湾からチャーター便の受入れも進んでいるところであり、今後、本県の魅力の一つとしてサイクリングによる誘客を進めていく。

なお、今後類似の事業を行う場合には、想定 される課題や費用対効果等について十分な事前 調査を行い、効果的な事業実施のため内容を精 査することを所属内に徹底した。

受領した見積金額に関しては、一般的なバス の貸切代金等から勘案し、妥当な金額であると 考えて積算根拠の提出を求めなかったものである。

監査意見を受けて、受領した見積書については、積算根拠等を確認することにより、経費の 妥当性について検証を行うことを所属内で徹底 した。

山陰デスティネーションキャンペーンは、鳥取・島根両県がJRグループ6社と連携した大型イベントであり、JRグループと連携し広報宣伝を行うにあたりレンタカー業者の指定があ

タカーを利用した際に1,000円/日補助しているが、県費を財源にしての補助であるので、特定の業者にのみ補助する方法ではなく、他のレンタカー業者も申請できるようにすべきである。

講じた措置

ったものである。

監査意見を受けて、令和元年度に実施予定である「山陰デスティネーションアフターキャンペーン」においては、他のレンタカー業者に対しても参画意向を確認した上で事業を実施することとした。

4 新たな航空旅客創出事業

○全日空との共同キャンペーンの実施

PDCAサイクルを意識した事業の実施について【意見】

「ANAうっとり鳥取キャンペーン実施報告書」において3月トークショーイベント製作費として3,120,000円が計上されていた。当イベントは「閑散期のプロモーション強化及び平成30年度春の航空需要を見据えた対策」を目的として「2017年度うっとり鳥取キャンペーンでの「鳥取多美」追加施策 鳥取を巡る女子旅の魅力をPRする首都圏イベントの開催」の内容で実施したものである。イベントの参加者は9名であり、また、参加者はSNSでイベント内容を拡散するとのことであったため、県の担当課にSNSでの拡散状況について確認したところ、参加者のうちどれほどの人が実際にSNSでイベント内容を拡散したかは不明とのことであった。

イベントの参加人数が少ないことに加え、参加者による宣伝効果も不明瞭であることから当事業が事業目的に対してどれほどの効果があったのか疑問が残る。PDCAサイクルを意識した事業の実施に努められたい。

5 観光客の心に響く滞在型地域創造事業 ア 事業の周知について【意見】

補助実績が少ない理由について県の担当課に確認したところ、当補助金の認知不足ではないかとのことであった。また、周知方法については、ホームページにおいて掲載しているのみとのことであった。

パンフレットを作成するなど当補助金の周知 を図り、より効果的に事業を実施されたい。

イ 事業実施状況の確認について【意見】

補助金受給者の誘客活動について、現在どのように調査を行っているのか県の担当課に確認したところ、現在、調査は行っていないとのことであった。民泊等施設が住宅の一部又は遊休施設を活用して宿泊の用に供する施設であるため、補助事業の実施主体が特に個人の場合、積極的な誘客活動を行わず宿泊者の受け入れがないような状態が続くと、結果として自宅の改修に

全日空と共同で行っている様々なPR誘客キャンペーンの一つとして首都圏イベントを実施したが、追加施策で準備期間が短かったことから、PRが行き届かず参加者が少なかった。また、参加者にSNSでの発信を依頼したが、その状況の確認まではしていなかったものである

平成29年度に実施したイベントは参加者の確保に課題があることから、平成30年度は開催せず、代わりに11月~3月の閑散期対策として、訴求対象である女性(20~30代)に影響力のあるインフルエンサーに来県いただき、紙媒体(雑誌)とSNS(インスタグラム)を連動させた切れ目のない魅力発信を行った(写真投稿数56件。エンゲージメント数(「いいね」)は80,460件)。情報発信と合わせ、若年層の女性に向けた低価格な旅行商品を紹介するなどした結果、鳥取、米子とも東京便の搭乗者数が過去最高を更新し、鳥取・東京便については、就航以来、年度の搭乗者が初めて40万人を突破した。引き続き事業効果を十分に検証するなどし、更に実効性を確保していく。

補助金の募集にあたっては、県ホームページ での広報や市町村等の関係先に周知を行ってい るところであるが、周知不足であった。

平成30年度の追加募集の際には、補助金チラシを作成し、周知を図っているところであり、 今後も引き続き周知を図っていく。

補助金審査時に、整備実施後の誘客活動の取 組方針等の年次計画を確認したうえで交付決定 を行っているが、その後の定期的な調査を行っ ていなかったものである。

監査意見を受けて、補助金受給者の取組状況を定期的に確認することとし、これまでに補助金を交付した受給者への聞き取り調査を行っている。

補助金が使用されるという事態を招く恐れがある。このようなことを防ぐためには、定期的に現地調査を行い事業の実施状況を確認することが必要ではないかと考える。指摘したような事態を招かぬよう、十分に注意を払いながら事業を実施されたい。

6 旅情あふれる"鳥鉄の旅"創造事業 ア 不適切な委託契約書の作成について【指摘 事項】

株式会社Yとの「鳥鉄のたび」鉄道利用旅行商 品造成支援業務委託契約書を作成するにあた り、当該契約金額が999,999円と歪であること や、業者から提出された見積書等の内容を確認 したところ、摘要に「鳥鉄のたび 広告宣伝費」、 人員「0」及び単価「0」で金額「999,999」と 記載があるのみであった。また、委託契約書に添 付されている仕様書に基づく業務の内容及び実 施状況の確認方法について担当課に説明を求め たところ、実質的には当該事業全体における経 費を一部負担するための補助金的な支出であ り、個別具体的な役務の提供等について確認し ていないとの説明を受けた。このような具体的 な役務の記載がない見積書を徴して形式的な委 託契約を結び委託料として支出していたことは 不適切であり問題である。

鉄道を活用した鳥取を目的地とする旅行商品「鳥鉄の旅」を企画する旅行会社が、当該企画を広告宣伝する事業の一部(ダイレクトメール17,500部)を委託事業としたものであるが、ダイレクトメールの印刷代及び郵送料に関する経費を広告宣伝費として一括計上した見積書を受領し、見積書に具体的な内容の記載が漏れていたものである。

本事業は、平成29年度限りの事業であり現在 は実施していないが、監査指摘を受けて、見積 書の徴取にあたっては具体的な内容の記載を求 めて確認を行うとともに、今後同様な事例が起 こらないよう所属内で徹底した。

イ 契約期間について【指摘事項】

株式会社Nとの契約内容を確認したところ、契約日が平成30年3月28日でパンフレット納入期限が3月30日となっており、A4サイズで8ページのパンフレット40,000部を作製する契約となっている。

校正から印刷を三日間で行うのは不可能と思われたが、担当課より実際は2月から掲出内容を事前協議しており、3月末までに印刷できたとの説明であるが、本来は業務委託契約であるので、契約書を締結してから作成すべきものである。

パンフレット掲載内容について事前協議を行い、その内容が整った段階で見積書を徴取し、 契約締結したものである。

監査指摘を受けて、契約締結の手続を適時に 行い、契約締結後に作成作業に入るなど適切に 事務を行うことを所属内で徹底した。

ウ 請求書の日付について【指摘事項】

(株) Fから提出された請求書の作成日が平成29年4月14日と記載されており、振込の期限も同年5月31日と記載されている。

受付印は平成30年4月25日になっているが、 会計規則第111条第2項に記載されている「特に 軽徴な契約」に該当するため契約書も完了報告 書も作成を省略されているため実際の納品日等 の確認が行えない状況であった。

当該事例は単に受託者が請求書の記載にあた

受領した請求書の日付に誤りがあるにもかか わらず受領していたものである。

監査指摘を受けて、受領した請求書については、記載内容が適切であるか確認を行うことを 所属内で徹底した。

監査結果	講じた措置
り、日付を誤ったものと推量されるが、検査済の	
押印する前に請求日や振込期限は当然確認すべ	
きであり チェック機能が十分に果たされてい	

7 国際航空便利用促進事業

ないものと認められる。

〇米子香港便交流創出支援事業補助金

ア 事業の有効性について【意見】

予算段階で補助金想定交付対象を12団体、 2,400千円としていたが、経済団体である1団体 (鳥取県S連合会)200千円の交付実績のみであった。

この経済団体以外の分野からの申請もなく、 結果から推察するとニーズの無い補助事業なのか、補助事業の条件についてハードルが高いため申請が出なかったのか、又は補助金についての鳥取県のPR不足であったのかについて原因を究明することが必用不可欠である。

こうした現状を考慮すると、米子香港便交流 創出支援事業が有効に機能しているとは言い難 い。 本事業は、ビジネス等の分野で米子香港便を利用した香港、マカオ及び中国本土との交流につながる取組に対して支援を行うものであるが、平成28年9月の米子香港便就航から間がなく、ビジネス交流に発展したものが限定的であったため交付実績が少なかった。

監査意見を受けて、今後も両地域の相互交流 の活性化と米子香港便の利用促進につながるよ う、関係団体等への働きかけを行った。

イ 補助金の交付対象者の適否について【意見】

当該「米子香港便交流創出支援事業補助金交付要綱」の交付目的によれば、今後も米子香港便を活用した継続した交流が見込める取組を支援するとされており、単なる利用促進支援ではないことは明確である。

当該補助事業に交付にあたり、補助事業の対象とする取組について要綱に記載された次のすべての条件を満たすこととされているが、当該交付団体から提出された申請書及び実績報告書において、なんら具体的な取組や対策が記載されていない。県担当課では、交付対象者から輸出と観光客誘致を取り組むとの申請段階でヒアリングを得ているとのことであるが、具体的取組について不明確であり、当該ヒアリング資料も補助事業一件書類綴りに添付されていなかった。補助事業の適切な事務執行に努められたい。

(補助事業条件)

- ・米子香港便の継続的な利用を促進する効果 が期待される取組であること。
- ・交流の実施により県内及び地域相互の活性 化が期待できる取組であること。
- ・今後の展望、交流の継続や定着に向けた対策 が考えられており、民間団体の自立的な地域 間交流、活動等が進められていくためのきっ かけ作りのとなる取組であること。

補助金の交付決定を行った団体に関しては、 現地の経済分野団体との意見交換等がなされて おり、本補助金の趣旨に合致していると確認し たものであるが、補助金交付申請書及び実績報 告書に具体的な取組が記載されていなかった。

監査意見を受けて、補助金交付申請及び実績報告に当たっては、継続的な交流に向けた具体的な取組内容を記載することを徹底した。

講じた措置

・経済交流を目的とする場合は、地域や分野と しての経済交流を進めていくためのきっかけ 作りとなる取組であること。

また、旅行日程表によると、経済分野としての 県内商工会正副会長及び連合会幹部職員が参加 され、旅行日程4日間のうち、JETRO、JN TO香港事務所の視察をされているものの、旅 行日を除く2日間の日程のうち、3/4が市場 経済視察と観光地視察とされている。本補助金 の趣旨目的からすれば、訪問地経済団体等との 交流事業を主とする等、単なる視察旅行や観光 旅行への支援に終わることがないようにされた い。

○米子発香港乗継利用促進出事業 事業の有効性について【意見】

結果的には、執行実績がなくニーズのない事業を予算化したものと認められる。事業の予算化時点で、対象となる交付団体が県内に営業所等のある旅行社等であるところから、真にプロ視点での意見を加味し企画された事業なのか疑問である。また、交付団体が旅行社等であることや、利用促進という視点からは、主にビジネスを個人を対象者とするのではなく、団体をターゲットにすべきかと思うが、担当課のヒアリングでビジネス客の利用促進を期待する旨の説明があった。特にビジネス利用では近隣他県の空港からの直行便等利用に優位性の面から劣ることは明白であり、抜本的な補助事業の見直しが必要と思われる。

○香港マカオへの教育・修学旅行支援事業 その他【意見】

当該事業は地域振興部との連携の上、県内の 私立高等学校及び私立中学校に通う生徒の米子 香港便を利用した香港・マカオへの教育・修学旅 行の参加促進のために、経費助成し生徒の国際 感覚や英語でのコミュニケーションを目的に予 算化されたものである。平成30年度には当該補 助事業が廃止になったものの北斗中学校では当 地市学院との相互訪問の継続交流が行われ、 相互交流の実施にあたって英語でのコミュニケーションが図られることにより、英語力の向上 にも寄与している旨の説明があり、予算の 1/2にも満たない実績ではあるが評価でき る。国際航空便利用促進事業の一つとして制度 化された当該補助事業が廃止されたことは、そ もそも公立学校を含めた学校及び生徒のニーズ 香港から当日乗継が可能な地域(タイ、ベトナム等)に進出又は取引のある県内企業の利用を見込んで、出張経費を削減したいビジネス客の取り込みを目指していたが、現地への到着時間が夜中であり、出発時間も早朝であることに加え、乗換等による所要時間が長いことが要因となり利用が進まなかった。

監査意見を受けて、平成30年12月の香港便の 3便化に合わせて、時間に余裕があり、安価な 旅行を求める層を対象として具体的な乗り換え 利用方法の周知を強化し、利用客の確保に向け て取り組んでいる。

また、団体旅行(香港乗継の東南アジアツアー(ホーチミンやバンコク))の旅行商品造成を旅行社に働きかけ、香港便の利用促進を図っていく。

県内の私立高等学校及び私立中学校に通う生 徒の米子香港便を利用した香港・マカオへの教 育・修学旅行の参加促進のため支援を行うもの であるが、交付実績が少なかった。

本事業は米子香港便を利用した修学旅行の拡大を目指していたが、実施校が限定的であったことから、平成30年度に事業廃止したものであるが、計画策定や予算措置にあたっては、ニーズ等を適切に把握しながら事業計画を策定することを所属内で徹底した。

なお、ホームページの記載については、掲載 内容の修正を行った。

が無いものなのか、学校教育におけるカリキュ ラム上の問題なのか米子香港便の利用促進の視 点から検討すべきと思われる。

なお、交付要綱によると私立中高生のみを想定されたものであるが、今日現在の鳥取県の公式HPにおいても「国際航空便利用促進事業/平成29年度予算」での当該支援事業の事業実施主体いわゆる補助金対象者は「県内の県立高校、私立高校及び私立中学の生徒」と誤って記載され続けている。適切なHPの掲載内容に努められたい。

○香港航空への運行支援

ア 実績報告書の提出期限が順守されていない 【指摘事項】

「米子ー香港国際定期便に係る運行経費補助金交付要綱」第8条(実績報告の時期等)によると、事業の完了の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならないとされているにもかかわらず、交付対象者からの実績報告書の提出期限が以下のとおり2年間継続して順守されていない。

・平成28年度米子香港国際定期便に係る運行 経費補助金

実績報告書の提出日 29年4月28日 (提 出遅延)

検査報告書の作成日 29年5月11日 支払執行日 29年5月23日

・平成29年度米子香港国際定期便に係る運行 経費補助金

実績報告書の提出日 30年5月25日(提 出遅延)

検査報告書の作成日 30年5月25日 支払執行日 30年5月30日

原因について担当課より、H航空有限公司が国土交通省の着陸算定調書の発行が遅いため実績報告書の提出が出来ないとの旨説明があった。H航空から提出のあった、国土交通省の公式HPの2018年度算定調書・納入告知書発送スケジュールによると、2018年3月分の調書の発送が5月10日となっており、交付要綱第8条の事業の完了の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた翌年度の4月20日のいずれか早い日とする実績報告書の提出はそもそも不可能であると推量される。今後は、実態に則した実績報

本補助金の補助対象経費である着陸料等は乗客数・貨物数に応じて算出されるため、実績報告書の提出にあたり算定調書の添付を求めているが、調書の発送スケジュールから実績報告の提出期限までに提出することが不可能であった。

監査意見を受けて、実績報告書の提出にあたっては、国土交通省の着陸算定調書の添付が必要であることから、特例的な措置として、提出期限を「補助事業の完了の日から45日を経過する日」とする補助金交付要綱の改正を行った。

講じた措置

告書の提出期限に改めるとともに交付対象者へ 提出期限までに、提出するよう指導されたい。

イ 交付要綱の内容について【指摘事項】

上記の交付要綱の実績報告書の提出期限に関する文言について、財政課の見解では、提出期限を事業完了の日から30日を経過する日とすることについて、条文上4月末日までとする規定がないため、他の規則等に抵触しない限り提出期限について4月30日を超える日を指定することは可能である旨の回答であった。文理解釈上は理解できるものの、補助金の趣旨や実績報告の意味、検査実施から補助金交付確定及び補助金支出に至る期間を考慮すれば4月30日を超える日を提出期限とすることには問題があり、特例的な措置を講ずる場合のみとするのは当然である。

ウ その他 (緊急払協議書の記載内容について) 【指摘事項】

観光交流局観光戦略課が緊急払について行った協議書によると、平成29年度米子―香港国際定期便に係る運行経費補助金の支出について、上記のとおり国土交通省の発行する算定調書等の発行が遅れた為、H航空から本県に対する実績報告が遅れ、補助金の額の確定が5月28日となったことにより、出納閉鎖期間内の同月30日に支払を要請したものである。

また、下表の緊急払協議書内容の緊急払に至った経過の中で、「・・・H航空、国土交通省に対しては、再三算定調書を早期に発行するよう督促を行っているところであり、本県による事務遅延・失念はない。」と記載されている。

本職は、補助金の財務執行の正確性を確認するため、以下の説明を求めたところ明確な回答が得られなかった。特に、国土交通省へ再三の督促を行ったとする記述には、同省の3月分着陸料算定調書の発送日が5月10日として公式HPで公表されているにもかかわらず、再三の督促を行ったとは考えられず、しかも督促に関する、資料の保存すらないとする説明は全く信用できない。

- (ア) H航空及び国土交通省への再三の督促 状況の経緯について
- (イ) 5月10日とされている国土交通省の公式HPで公表されている着陸料算定調書の発送日にもかかわらず、当該協議書には同月24日が国土交通省着陸算定調書通知日と記載されており矛盾していること

交付要綱に定める実績報告書の提出期限まで に提出が間に合わない状況であったため、早期 提出等を督促したものである。

監査指摘を受けて、航空会社とのやり取り等に関する重要な事項については、聞取表を作成するなどして適切に保存を行うことを所属内で徹底した。

- (ウ) 上記と同様であれば、エアソウルの実績 報告書が4月20日に提出されていること は不可能と思われる事
- 〇米子鬼太郎空港連絡バスを利用した国際 定期便利用者支援

事業の有効性について【意見】

利用者が少なく、有効性に欠ける事業と認められる。

委託者の委託業務報告書によると、29年4月~30年3月迄の香港便及びソウル便の運航便数合計275便の利用者を対象として、チケット1,100枚を作成していたが、利用実績が14枚であったとの事であった。ほぼ利用されなかったことが推量される。目的は、国際定期便による個人の外国人旅行客に向けた二次交通の利便性確保及び同空港からアウトバウンドによる利用者確保を図るとされているが、残念ながらその効果は全くないものと認められる。

当初のヒアリングで、この補助事業については国土交通省の「訪日誘客支援空港」の公募において、二次交通の対応が条件となっているので、組み込んだとの説明であったが、このような実績では、利用者支援の効果が全く期待できない形式的な事業であると考えられるが料金見直し等ほか、利用者ニーズの的確な把握に努め、抜本的な利用者目線の事業として検討すべきである。

上記のほかアウトバウンド利用者に対する、高速料金の1/2の助成金について3件の執行があったとされているが、同様と考える。

8 伸びるASEAN新規市場からの誘客

ア 事業名が異なる予算流用の意味について 【指摘事項】

予算説明書に記載された事業の目的・概要からも明らかなように、ASEAN市場のうちフィリピン、ベトナムに特化し誘客を図る事業である。支出執行内容を検討したところ、本来のフィリピン、ベトナムへの誘客事業ではなくシンガポール及びタイの誘客事業に支出されているものが認められた。また、当初予算6,100千円及び6月の3,815千円の追加補正予算説明資料においてもベトナムに特化した事業の補正が組まれていた。なお、当該予算流用については、事前に財政課と協議済みであり、制度上にも認められている旨の説明を受けた。

国際定期便利用者に対して米子駅~空港間の連絡バス往復料金をワンコイン(500円)で提供することで観光客の利便性向上を図ることを目的としているが、利用実績が少なかった。

監査意見を受けて、平成30年度末をもって事業を廃止し、インバウンド向け路線バス乗り放題パスポート事業への助成が好調(H30年度販売見込2,100枚)に推移しており、この事業に移行した。

また、アウトバウンド利用者に対する高速利 用料金助成についても、利用者ニーズの的確な 把握に努めることとしている。

シンガポール、タイへの誘客事業に関する取 組が急遽必要となったことから、内部規定に基 づき予算流用を行ったものである。

監査指摘を受けて、改めて適切な予算措置と 予算執行に留意し、今後も適切な予算措置及び 予算執行に取り組んでいくことを所属内で徹底 した。

講じた措置

当初より、東アジア市場(中国、韓国、香港、 台湾)誘客事業、東南アジア・ロシア市場(タイ、 マレーシア、シンガポール及びロシア)誘客事 業、伸びるASEAN新規市場からの誘客事業 として地域ごとに予算事業化されているものと 考えられるが、当該事例のように事業の目的と なる予算が対象市場ごとに設定され、更に増額 補正されていることを考慮すれば、安易に他の 事業に流用されるべきでないと考える。

予算流用にあたっては通常、仮にA事業予算のA-1予算超過事業をB事業予算の執行残額でB事業として決算するのではなく、B事業執行残額を予算流用手続によりA事業に資金替えしA事業として決算するのが相当と思われる。

また補正増額予算にもかかわらず、補正による目的事業が一部執行されず、更に予算流用執行するも結果的に予算不用額を計上している実態から、改めて適切な予算措置と予算執行に留意されたい。

イ その他(資料「チャーター便就航に伴う来県 外国人による経済波及効果(推計)」の推計方 法について)【指摘事項】

次の資料「チャーター便就航に伴う来県外国 人による経済波及効果推計」は鳥取県での経済 波及効果の推計根拠を記載し有効性を表示した ものである。

経済波及効果の測定については、事業施策の 有効性を判断するうえで大変重要なものと認識 している。特に昨今各種の機会を通し、イベント の経済波及効果の発表が行われるなど、県民も マスコミを通じ知るところであり、今回取り上 げた、ベトナムチャーター便の根拠が、常識的に 実態に則したものではないと推量された。

当該資料の中で、台湾、韓国、ベトナムのチャーター結果の比較に基づき、経済波及効果を推計しているが、県内総消費額をベトナム人の消費額を1泊当り125,698円とし、台湾人の28,674円、韓国人63,940円のそれと大幅に上回っている。その結果、137人で約4,000万円の経済波及効果であったとし、その結果、費用対効果が29倍であったとしている。

ベトナム人観光客の鳥取県内での外国人観光客の一人1泊当り総消費額を125,698円とする根拠について、他の国々の観光客に比し消費額に大きな格差があり、その事由(ベトナム人等が中国、台湾、香港及び韓国人の2~6倍消費する事由)について説明を求めたところ、平成28年3

指摘のあった資料は、担当室内で今後のチャーター便事業の業務検討のため経済効果の算出を試みたものであるが、平成27年度の調査結果を基にした経済波及効果の試算について、調査標本数(39件)が少なかったことなどにより、元となる調査結果に偏りがある可能性があったため、県庁内他所属及び外部には全く公表していなかったものである。

監査指摘を受けて、この資料のように所属外部にも全く公表しない手持ち資料を作成する場合においても、引用先データの信頼度等を精査するなど慎重に事務処理を行うことを所属内で徹底した。

なお、外国人観光客入込動態調査結果にパック料金部分の重複や旅行前支出の航空運賃、海外旅行社の手数料等が算定に入っている旨の指摘について、改めてアンケート内容及び集計作業の手法を詳細に確認した結果、それらは含まれていないことが判明したが、今後同様の推計を行う際には、データの信頼度や内容を十分に確認した上で行うことを合わせて徹底した。

月株式会社Sの平成27年鳥取県外国人観光客入 込動態調査報告書によるものであり正当との回 答であった。

同社の報告書における1泊あたりの観光消費 額125,698円 (その他のアジア地区を引用)の内 訳を確認したところ、旅行パック料金約66,000 円(1泊当り)が含まれており、更に宿泊費、飲 食費、交通費、入場料、お土産代等が含まれてい る事実が認められた。そもそも論であるが、来県 外国人による経済波及効果での県内総消費額と は、県内で消費支出される金額をいうのであっ て、旅行前支出の航空運賃をはじめ、海外旅行社 の手数料等が県内の経済波及効果の算定に入る のか理解できない。なお、観光庁の「訪日外国人 の消費動向では、旅行支出の構造概念図) でパッ ケージツアー参加費のうち日本国内に支払われ る支出+日本滞在中の支出とされており、当然、 鳥取県での経済波及効果を測定するには当該旅 行支出の概念によるものと思われる。因みに、観 光庁の観光統計(2018年4~6月期)の一人1泊 当りの旅行支出によると、中国が37,043円でト ップであり全平均で24,386円となっている。

次に、観光庁が行う「訪日外国人消費動向調査 (2017年7~9月期)」一人当たりの消費額が、ベトナム人が一番高額 (26万円)を記録し各国の中でも高額であるとのことであるが、ベトナム人の観光庁の統計では訪日滞在日数が多い(平成29年版で平均35日)ことが原因であることは明白であり分析の安易さが推量される。

株式会社サーベイリサーチセンター報告書で引用した「その他アジア」のアンケート数値は観光施設調査で35人/419人(全体の8.4%)、宿泊施設調査で4人/515(全体の0.8%)とサンプル数も少なく、自由意見のアンケート回答者の国籍はタイ、シンガポール、サウジアラビア及びクウェートの記載があり、ベトナム人観光客の消費額を推計するには不適当と思われる。

県の施策に対する経済波及効果については、 その事業の有効性を判断する場合大変インパクトのある項目であり、それゆえ根拠がしっかりとしたもので推計されるべきものと理解している。当該経済波及効果の推定における数値は、企業会計で表現すれば粉飾であると言っても過言ではない。他の経済波及効果としてマスコミ等の媒体を通じて広報される数値そのものの信頼性をも失う結果となることから、緊張感をもって事務運営に努められたい。